

【高度管理医療機器等販売業・貸与業】

変更の届出について（那覇市保健所）

令和3年11月16日改定

- 下記の事項に変更が生じた場合、変更後30日以内に変更届出が必要になります。
- 許可証の記載事項に変更が生じる場合には、許可証書換え交付申請を行うことができます。
- 届出期限を超えた場合は、遅延理由書の添付が必要です。

【根拠法令】

医薬品医療機器等法第40条第1項において準用する法第10条第1項

【届出が必要な事項】

1. 申請者（開設者）の氏名又は住所
※ 法人にあっては、法人名（商号）又は登記された本店の所在地
2. 管理者の氏名又は住所
3. 管理者
4. 許可の種別
5. 申請者が法人であるとき、業務に責任を有する役員
6. 営業所名称
7. 営業所の構造設備の主要部分
8. 住居表示の変更に伴う営業所所在地の変更

【提出書類等】

用意部数：1部（控えが必要な場合は、加えて必要部数を持参して下さい。）

(1) 変更届書（様式第六）

(2) 添付書類 ※それぞれ変更前、変更後の書類を添付して下さい。

1. 申請者（開設者）の氏名又は住所

- ・法人の場合：変更内容が確認できる登記の履歴事項全部証明書（6カ月以内に発行されたもの）
注）合併等で別法人に変更する場合には、新規許可申請が必要になります。ただし、同一法人で、名称のみ変更する場合又は組織変更による名称変更の場合は変更届出が必要です。
- ・個人の場合：変更内容が確認できる戸籍謄本（抄本）を持参（6カ月以内に発行されたもの）
※窓口で確認後、返却します。

2. 管理者の氏名又は住所

- ・変更内容が確認できる戸籍謄本（抄本）を持参（6カ月以内に発行されたもの）
※窓口で確認後、返却します。

3. 管理者

- ・ 管理者の資格を証する書類の写し（原本持参）
例）講習の修了証、医師、歯科医師、薬剤師免許証等
- ・ 雇用契約書の写し（原本持参）又は使用関係証明書

4. 許可の種別

添付書類なし

5. 申請者が法人であるとき、業務に責任を有する役員

- ・ 変更した役員の就退任日が確認できる、登記の履歴事項証明書（6 カ月以内に発行されたもの）

6. 営業所名称

添付書類なし

7. 営業所の構造設備の主要部分

- ・ 構造設備の概要及び平面図（変更前後）

8. 住居表示の変更に伴う営業所所在地の変更

- ・ 住居表示変更の事実が確認できる書類
例）住居表示変更証明書、ビル所有者からのビル名変更の案内等

那覇市保健所 生活衛生課 医務薬務環境グループ

TEL 098-853-7963

FAX 098-853-7965

【窓口受付時間】

月～金曜日 8：30～17：15

※12：00～13：00は昼休みのため閉庁します。

※土日祝祭日はお休みです。